

【 各 論 】

《 資 料 》

- 1 区割り・区の名称、総合区役所の位置
- 2 事務分担
- 3 組織体制
- 4 予算の仕組み
- 5 財産管理
- 6 総合区政会議、地域自治区・地域協議会
- 7 総合区設置に伴うコスト
- 8 設置の日
- 9 総合区のすがた

1 区割り
区の名称
総合区役所の位置

目 次

- 1 区割り・区の名称区割- 1
- 2 総合区役所の位置区割- 4

1 区割り・区の名称

(1) 基本的な考え方

区割り

以下の5つの具体的な視点に基づき、区割りを策定

- ◆ 各総合区における将来（H47）人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とする
- ◆ これまでの地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる
- ◆ 総合区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する
- ◆ 工営所、公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用する
- ◆ 災害対策について、緊急時には全市的な対応が必要となるが、防災上の視点についても考慮する

区の名称

- ◆ 区の名称の取扱いは、方位、地勢、地域の歴史等も考慮し、住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、簡潔なものとするを基本とする
- ◆ 総合区の設置決定後、設置する日までの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定める
- ◆ なお、町の名称も区の名称に準じて大阪市長が定める

(2) 区割り(案)・区の名称(案)

※本資料で示した第一区～第八区は仮称で、北に位置する区から順に番号を付番

第一区

淀川区・東淀川区 2区

- ・H47人口31万4千人(H27 35万1千人)
- ・淀川区は旧東淀川区より分区
- ・十三工営所を活用
- ・阪急京都線が接続

第三区

福島区・此花区・港区・西淀川区 4区

- ・H47人口28万6千人(H27 31万6千人)
- ・福島区は旧此花区等より分離
- ・JR大阪環状線・東西線・阪神本線・なんば線が接続

第五区

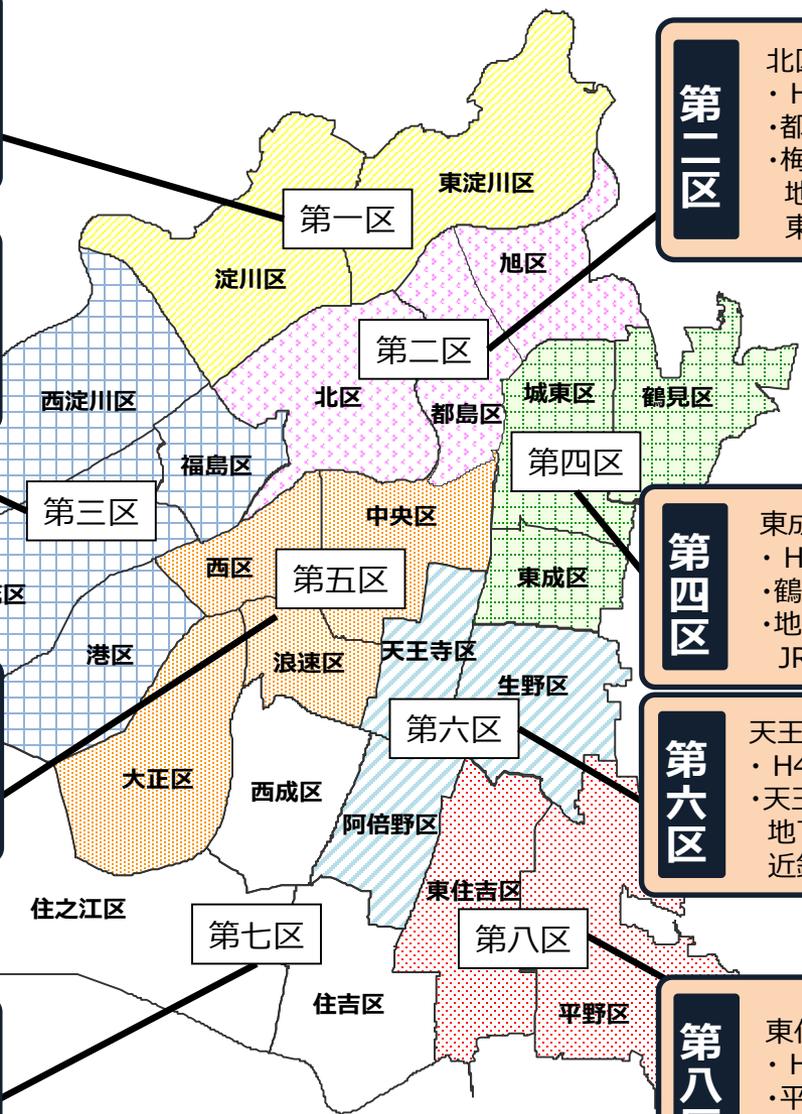
中央区・西区・大正区・浪速区 4区

- ・H47人口31万2千人(H27 32万人)
- ・難波を主な駅として、地下鉄各線、JR大阪環状線、南海本線、阪神なんば線が接続

第七区

住之江区・住吉区・西成区 3区

- ・H47人口31万1千人(H27 38万9千人)
- ・住之江区は旧住吉区より分区
- ・地下鉄御堂筋線・四つ橋線、南海本線・高野線、阪堺電軌が接続



第二区

北区・都島区・旭区 3区

- ・H47人口29万7千人(H27 32万人)
- ・都島区は旧北区等より分離
- ・梅田・大阪を主な駅として、地下鉄谷町線、JR大阪環状線・東西線、京阪本線が接続

第四区

東成区・城東区・鶴見区 3区

- ・H47人口33万2千人(H27 35万6千人)
- ・鶴見区は旧城東区より分区
- ・地下鉄長堀鶴見緑地線・今里筋線、JR学研都市線が接続

第六区

天王寺区・生野区・阿倍野区 3区

- ・H47人口28万人(H27 31万3千人)
- ・天王寺・大阪阿部野橋を主な駅として、地下鉄谷町線・千日前線、JR阪和線、近鉄大阪線が接続

第八区

東住吉区・平野区 2区

- ・H47人口27万3千人(H27 32万2千人)
- ・平野区は旧東住吉区より分区
- ・地下鉄谷町線、JR大和路線が接続

1 区割り・区の名称

(3) 区割り(案)に関する基礎データ

区名	人口(人) (H27.10.1現在)※1	将来推計人口(人) 平成47年 ※2	面積(km ²) ※3	分区・合区の変遷						鉄道路線 (2行政区以上 跨る路線を記載)	主な鉄道駅・ 商業集積地区	工営所	公 園 事務所
				昭和49年7月 26区制		昭和18年4月 22区制		昭和7年4月 15区制					
淀川区	176,201	157,450	12.64	淀川区		東淀川区		東淀川区		阪急京都線	新大阪	十三	十三
東淀川区	175,530	157,015	13.27	東淀川区		東淀川区		東淀川区					
①第一区計	351,731	314,465	25.91										
北区	123,667	128,460	10.34	北区	大淀区	北区	大淀区	北区		地下鉄谷町線 JR大阪環状線・東西線 京阪本線	梅田・大阪	海老江	扇町
都島区	104,727	95,110	6.08	都島区		都島区		北区				中浜	鶴見
旭区	91,608	74,412	6.32	旭区		旭区		旭区					
②第二区計	320,002	297,982	22.74										
福島区	72,484	72,085	4.67	福島区		福島区		此花区		JR大阪環状線・東西線 阪神本線・なんば線	弁天町	海老江	扇町
此花区	66,656	55,721	19.25	此花区		此花区		此花区				市岡	八幡屋
港区	82,035	69,833	7.86	港区		港区		港区				海老江	十三
西淀川区	95,490	89,262	14.22	西淀川区		西淀川区		西淀川区					
③第三区計	316,665	286,901	46.00										
東成区	80,563	73,360	4.54	東成区		東成区		東成区		地下鉄長堀鶴見緑地線・ 今里筋線 JR学研都市線	京橋	田島	真田山
城東区	164,697	149,698	8.38	城東区		城東区		旭区				中浜	鶴見
鶴見区	111,557	109,178	8.17	鶴見区		城東区		旭区					
④第四区計	356,817	332,236	21.09										
中央区	93,069	96,378	8.87	東区	南区	東区	南区	東区	南区	地下鉄御堂筋線・中央線・ 千日前線・四つ橋線・ 堺筋線・長堀鶴見緑地線 JR大阪環状線 南海本線/阪神なんば線	難波	市岡	大阪城
西区	92,430	101,870	5.21	西区		西区		西区				津守	八幡屋 大阪城
大正区	65,141	51,405	9.43	大正区		大正区		大正区					
浪速区	69,766	62,658	4.39	浪速区		浪速区		浪速区					
⑤第五区計	320,406	312,311	27.90										
天王寺区	75,729	79,277	4.84	天王寺区		天王寺区		天王寺区		地下鉄谷町線・千日前線 JR阪和線 近鉄大阪線	天王寺・ 大阪阿部野橋	田島	真田山
生野区	130,167	105,311	8.37	生野区		生野区		東成区				平野	長居
阿倍野区	107,626	95,903	5.98	阿倍野区		阿倍野区		住吉区					
⑥第六区計	313,522	280,491	19.19										
住之江区	122,988	101,645	20.61	住之江区		住吉区		住吉区		地下鉄御堂筋線・四つ橋線 南海本線・高野線 阪堺電軌	天下茶屋	住之江	長居
住吉区	154,239	133,756	9.40	住吉区		住吉区		住吉区				津守	八幡屋
西成区	111,883	75,954	7.37	西成区		西成区		西成区					
⑦第七区計	389,110	311,355	37.38										
東住吉区	126,299	104,736	9.75	東住吉区		東住吉区		住吉区		地下鉄谷町線 JR大和路線	駒川中野・ 針中野	平野	長居
平野区	196,633	168,840	15.28	平野区		東住吉区		住吉区					
⑧第八区計	322,932	273,576	25.03										
合計	2,691,185	2,409,317	225.21										
倍率 ⑦÷⑥ ④÷⑧	1.24	1.21		について、「人口及び将来推計人口」においては最大値及び最小値を、「分区・合区の変遷」においては当時の同じ区を太囲いにて表示									

※1:平成27年国勢調査結果による

※2:平成22年国勢調査を基に平成25年10月1日の人口を推計し、これを将来推計の基準人口とした(平成26年8月推計)

※3:面積は平成27年10月1日現在(国土地理院発表)。単位未満は四捨五入のため、各区の面積の合計は総数と一致しない

2 総合区役所の位置

(1) 基本的な考え方

総合区役所の位置

- ◆ 現在の区役所庁舎から、総合区の主たる事務所（総合区役所）の位置を選定
- ◆ 選定に際しては、地方自治法の規定に基づき、

- 住民からの近接性
- 交通の利便性
- 地域における中心性

を考慮すべき条件として点数化し、

点数の多い区役所庁舎を優先しつつ、庁舎の面積も勘案して、総合区役所を選定

地方自治法

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない

※地方自治法において、総合区の事務所の位置は、第4条第2項を準用し、住民の利便性を十分に考慮すべきこととされている

2 総合区役所の位置

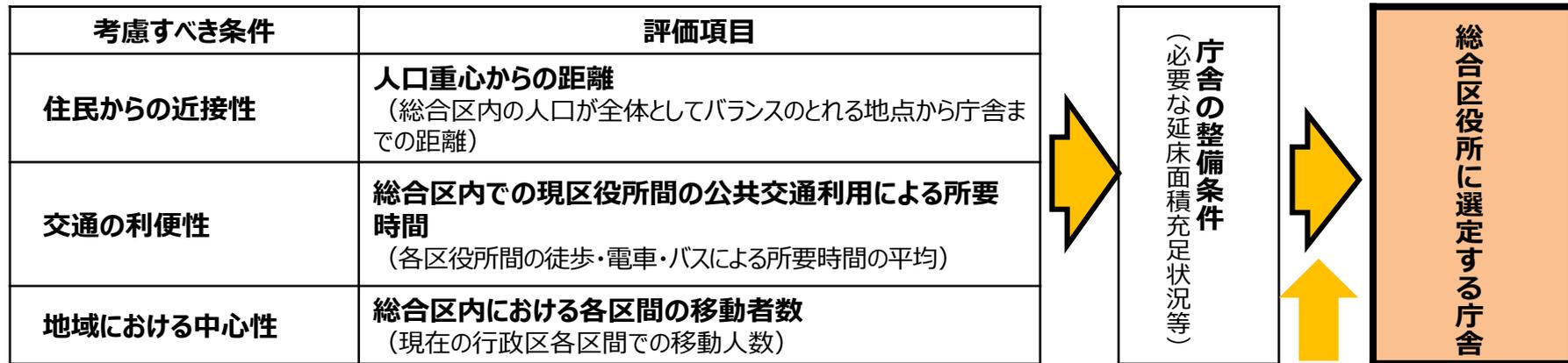
(2) 選定方法

検討方法

- ◆ 考慮すべき条件を点数化
- ◆ 新たな事務分担による職員体制案を基にした庁舎面積の充足状況を検討

基本とする選定条件

- ◆ 点数の多い区役所庁舎の庁舎面積が、
 - ① 充足されている場合は、当該庁舎を総合区役所庁舎とする
 - ② 充足されてないが、活用可能な近隣市有施設がある場合は、当該庁舎を総合区役所庁舎とする
 - ③ 充足されてなく、活用可能な近隣市有施設もない場合は、次点となった庁舎の充足状況や近隣市有施設の状況により、総合区役所庁舎を選定する



- ※ 考慮すべき条件ごとに最大5.0点から最小1.0点と点数化し、合計得点を算出
- ※ 庁舎床面積は公有財産台帳により算出し、本庁舎及び保健福祉センターの床面積から、駐車場、駐輪場面積を除外した面積を算出
- ※ 不足する庁舎面積は、近隣の市有施設の活用などを考慮して検討

(3) 選定庁舎と選定理由

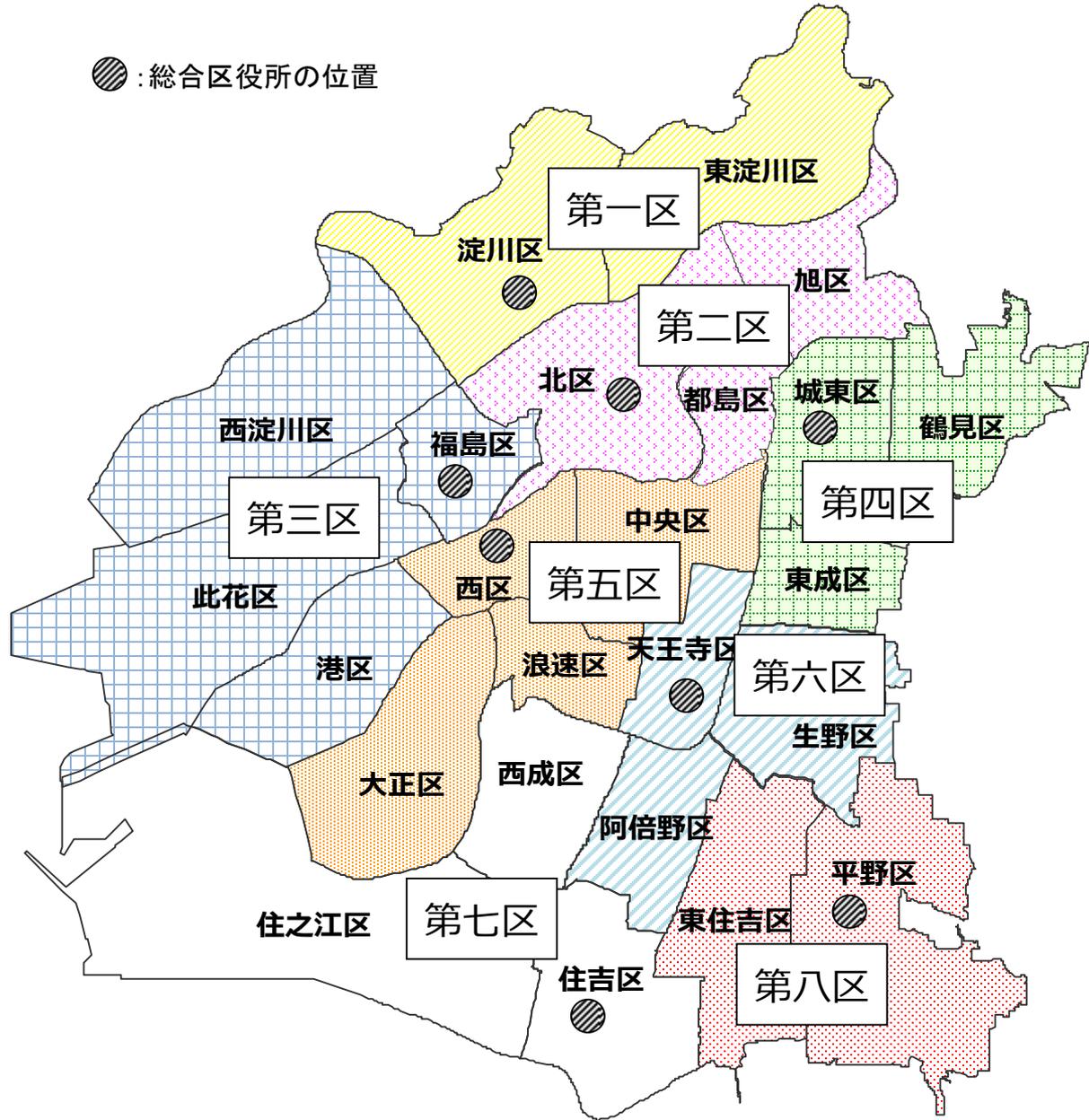
総合区名 (仮称)	選定庁舎	選定理由
第一区	淀川区役所	評価項目点数は同じであるが、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な淀川区役所を選定
第二区	北区役所	評価項目点数は都島区役所が最も高いが、必要延床面積が不足することから、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な北区役所を選定
第三区	福島区役所	評価項目点数が最も高く、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な福島区役所を選定
第四区	城東区役所	評価項目点数が最も高く、必要延床面積は不足するものの近隣に活用可能な市有施設がある城東区役所を選定
第五区	西区役所	評価項目点数が最も高く、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な西区役所を選定
第六区	天王寺区役所	評価項目点数が最も高く、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な天王寺区役所を選定
第七区	住吉区役所	評価項目点数は住之江区役所が最も高いが、必要延床面積が不足し、かつ近隣に活用可能な市有施設がなく、次点の西成区役所も同様であることから、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な住吉区役所を選定
第八区	平野区役所	評価項目点数は同じであるが、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な平野区役所を選定

※選定庁舎は、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い変更する可能性がある

2 総合区役所の位置

(4) 総合区役所の位置 (案)

総合区名 (仮称)	総合区役所の位置
第一区	淀川区役所
第二区	北区役所
第三区	福島区役所
第四区	城東区役所
第五区	西区役所
第六区	天王寺区役所
第七区	住吉区役所
第八区	平野区役所



参考 (選定評価表)

総合区名(仮称)	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件	選定庁舎
		①人口重心からの距離	②現区役所間公共交通所要時間	③各区間の移動者数	合計点数		
第一区	淀川区役所 (8,158㎡)	1.0点 (2.7km)	5.0点 (平均31.7分)	5.0点 (9,682人)	11.0点	充足 (290㎡)	淀川区役所
	東淀川区役所 (6,671㎡)	5.0点 (2.0km)	5.0点 (平均31.7分)	1.0点 (5,289人)	11.0点	不足 (△1,690㎡)	
第二区	北区役所 (7,463㎡)	3.0点 (1.6km)	4.6点 (平均26.1分)	5.0点 (20,621人)	12.6点	充足 (770㎡)	北区役所
	都島区役所 (6,067㎡)	5.0点 (1.3km)	5.0点 (平均25.5分)	2.7点 (12,512人)	12.7点	不足 (△240㎡)	
	旭区役所 (5,811㎡)	1.0点 (2.0km)	1.0点 (平均30.9分)	1.0点 (6,408人)	3.0点	不足 (△850㎡)	

参考（選定評価表）

総合区名(仮称)	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件	選定庁舎
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通 所要時間	③各区間の移動 者数	合計 点数		
第三区	福島区役所 (7,865㎡)	3.9点 (1.3km)	5.0点 (平均22.2分)	5.0点 (10,555人)	13.9点	充足 (1,140㎡)	福島区役所
	此花区役所 (5,458㎡)	5.0点 (0.8km)	1.8点 (平均32.6分)	2.6点 (6,049人)	9.4点	不足 (△720㎡)	
	港区役所 (7,584㎡)	1.0点 (2.7km)	1.0点 (平均35.3分)	1.0点 (3,039人)	3.0点	充足 (450㎡)	
	西淀川区役所 (8,593㎡)	1.4点 (2.6km)	2.0点 (平均31.8分)	1.6点 (4,125人)	5.0点	充足 (1,120㎡)	
第四区	東成区役所 (7,079㎡)	1.0点 (2.9km)	1.0点 (平均27.8分)	1.0点 (5,349人)	3.0点	充足 (300㎡)	城東区役所
	城東区役所 (7,337㎡)	5.0点 (1.5km)	5.0点 (平均21.3分)	5.0点 (11,545人)	15.0点	不足 (△560㎡) ※近隣に活用可能な 市有施設あり	
	鶴見区役所 (7,505㎡)	3.4点 (2.1km)	1.1点 (平均27.7分)	4.5点 (10,810人)	9.0点	充足 (360㎡)	

総合区名(仮称)	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件	選定庁舎
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通 所要時間	③各区間の移動 者数	合計 点数		
第五区	中央区役所 (8,332㎡)	2.5点 (2.1km)	2.5点 (平均32.3分)	5.0点 (41,244人)	10.0点	充足 (1,090㎡)	西区役所
	西区役所 (7,047㎡)	5.0点 (1.1km)	5.0点 (平均26.4分)	2.5点 (17,939人)	12.5点	充足 (530㎡)	
	大正区役所 (7,372㎡)	1.0点 (2.7km)	1.0点 (平均35.7分)	1.0点 (3,694人)	3.0点	充足 (450㎡)	
	浪速区役所 (8,575㎡)	5.0点 (1.1km)	3.6点 (平均29.7分)	2.4点 (16,577人)	11.0点	充足 (830㎡)	
第六区	天王寺区役所 (7,608㎡)	1.8点 (1.3km)	5.0点 (平均25.2分)	5.0点 (16,251人)	11.8点	充足 (890㎡)	天王寺区役所
	生野区役所 (10,935㎡)	5.0点 (0.8km)	1.8点 (平均29.3分)	1.0点 (5,513人)	7.8点	充足 (1,310㎡)	
	阿倍野区役所 (6,459㎡)	1.0点 (1.4km)	1.0点 (平均30.3分)	2.7点 (10,140人)	4.7点	不足 (△380㎡)	

参考 (選定評価表)

総合区名(仮称)	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件 必要延床面積 充足状況 (過不足面積)	選定庁舎
		①人口重心 からの距離	②現区役所間 公共交通 所要時間	③各区間の移 動者数	合計 点数		
第七区	住之江区役所 (6,454㎡)	5.0点 (1.2km)	3.4点 (平均28.0分)	5.0点 (14,415人)	13.4点	不足 (△2,200㎡)	住吉区役所
	住吉区役所 (10,687㎡)	1.0点 (1.9km)	1.0点 (平均29.8分)	1.0点 (8,070人)	3.0点	充足 (220㎡)	
	西成区役所 (11,807㎡)	1.0点 (1.9km)	5.0点 (平均26.8分)	1.7点 (9,106人)	7.7点	不足 (△1,820㎡)	
第八区	東住吉区役所 (6,967㎡)	1.0点 (2.0km)	5.0点 (平均18.7分)	5.0点 (9,534人)	11.0点	不足 (△970㎡)	平野区役所
	平野区役所 (10,819㎡)	5.0点 (0.4km)	5.0点 (平均18.7分)	1.0点 (8,731人)	11.0点	充足 (420㎡)	